

第8章 後期高齢者医療制度

(長寿医療制度)

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）は、従来の老人保健制度に替わる新たな医療制度として創設され、平成20年4月1日から開始されました。

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の障害を持つ人です。制度の運営は、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）が主体となり流山市と事務を分担して行われます。

給付は、国民健康保険や被用者保険などと概ね同じしくみです。医療給付に要する財源は、主に公費による負担、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金、そして後期高齢者からの保険料によって賄われます。

(1) 被保険者

- ① 広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人
- ② 広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の人であって、一定の障害をお持ちの方*

※ 一定の障害の状態にあることについて、広域連合の認定を受ける必要があります。

(平成21年3月末現在)

所得区分等 年齢区分	総数	うち 低所得者Ⅰ	うち 低所得者Ⅱ
65歳～69歳	174	18	46
70歳～74歳	252	27	54
75歳～79歳	5,488	598	595
80歳～84歳	3,493	575	361
85歳～89歳	1,880	480	179
90歳～94歳	845	239	97
95歳～99歳	234	79	22
100歳～	39	17	3
合計	12,405	2,033	1,357

・低所得者の区分については、100ページを参照してください。

(2) 運営主体

運営主体は広域連合です。広域連合が処理する事務には、保険料の決定、医療給付等が含まれており、財政責任を持つ保険者となります。また、市の事務処理の分担は、例えば保険料の賦課徴収についてみると、賦課は広域連合が行い、徴収については市が行うなど、市は主に窓口業務を担当しています。

(3) 保険料

保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課されます。保険料率は広域連合内で均一が原則となっており、概ね2年を通じて財政均衡を保つことができるものと定められています。

なお、所得の低い人や被用者保険の被扶養者であった人については、軽減措置が設けられています。

- ① 被保険者均等割額 37,400円

加入者全員が負担する額

- ② 所得割額 7.12%

加入者の所得に応じて負担する額（被保険者の前年の所得に基づき計算します）

$(\text{総所得金額} - \text{基礎控除額 } 330,000 \text{円}) \times 7.12\%$

(4) 保険料の軽減措置（平成20年度実施内容、平成21年度以降は変わります。）

- ① 被保険者均等割額 [世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等]

・8.5割軽減 基礎控除（33万円）を超えない世帯

・5割軽減 基礎控除（33万円）+24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯

・2割軽減 基礎控除（33万円）+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

- ② 所得割額

所得割額は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合には所得割額一律5割軽減されます。

- ③ 健康保険組合等の被扶養者だった人の軽減措置

制度加入の月から2年間、保険料の所得割額は課されず均等割額が5割軽減されます。また、経過措置として平成20年9月まで保険料は免除され、平成20年10月～平成21年3月までは保険料の均等割額のみ（9割軽減）の負担となります。

(5) 自己負担割合

1割または現役並み所得者は3割（※現役並み所得については、100ページを参照してください。）

(6) 自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	入院及び世帯ごと の限度額
	現役並み 所得者	44,400 円
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※過去 12 か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降 44,400 円になります。

計算上の注意

入院の場合、1 か月の一部負担金は、限度額までの負担となります。

入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象とはなりません。

● 所得区分

区 分	説 明
現役並み 所得者	住民税課税所得が 145 万円以上かつ被保険者一人の場合は、年収合計が 383 万円以上、被保険者二人以上及び（被保険者）一人で同一世帯に属する 70 歳～74 歳の人も含めた年収合計が 520 万円以上ある人。
一 般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人。
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人。
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人。

(7) 広域連合給付事業

(ア) 葬祭費支給（千葉県後期高齢者医療広域連合から一律 50,000 円が支給されます。）

区 分	平成 20 年度
支 給 件 数	582
支 給 額 (円)	29,100,000

(8) 市助成事業

(ア) 人間ドック利用助成 (人間ドック費用 42,000 円のうち 29,400 円を流山市が助成します。)

区 分	平成 20 年度
利用件数	101
助成額 (円)	2,969,400

(イ) あんま、マッサージ等利用助成 (申請月から 1 ヶ月当たり 2 枚 (1 枚 500 円の助成) 年間最大 24 枚を流山市が助成します。)

区 分	平成 20 年度
利用枚数	3,783
助成額 (円)	1,891,500

2 老人保健医療制度の概要

老人保健医療制度は、平成 20 年 3 月 31 日で廃止されましたが、医療機関からの月遅れ請求 (過誤調整) 分の給付等の事業は継続しています。

(1) 老人保健医療給付の状況

単位：円

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
医 科	入 院	件 数	11,286	10,475	963
		金 額	4,689,830,820	4,573,857,178	425,225,057
	入院外	件 数	176,247	168,586	14,675
		金 額	2,552,457,151	2,492,889,433	218,587,924
歯 科		件 数	24,423	23,969	2,323
		金 額	304,696,133	292,395,964	26,951,632
調 剤		件 数	118,011	113,799	9,943
		金 額	1,417,335,917	1,444,995,092	129,116,007
老人保健施設療養費		件 数	0	0	0
		金 額	0	0	0
訪問看護		件 数	576	544	48
		金 額	22,904,225	27,963,910	2,228,885
食事療養		件 数			
		金 額	221,700,542	198,479,268	19,084,384
合 計		件 数	330,543	317,373	27,952
		金 額	9,208,924,788	9,030,580,845	821,193,889

(2) 医療費支給費（現金給付）の状況

一時本人が立替え払いし、後日申請書を提出し、払い戻しを受ける場合や柔道整復師の施術を受けたとき、補装具等の購入をしたとき等に支給します。

単位：円

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般診療	件 数	6	1	—
	金 額	254,299	130,481	44,160
補装具	件 数	158	178	48
	金 額	4,227,087	6,349,493	1,978,740
柔道整復	件 数	6,096	5,437	1,272
	金 額	82,499,530	70,831,401	16,925,342
はり・きゅう	件 数	108	183	53
	金 額	2,943,094	4,029,091	894,715
あんま・マッサージ	件 数	1,146	1,405	429
	金 額	24,742,815	29,789,804	8,912,001
高額医療費	件 数	12,848	13,362	2,653
	金 額	70,222,784	80,150,459	16,369,608
合計	件 数	20,362	20,566	4,455
	金 額	184,889,609	191,280,729	45,124,566

※一般診療の件数は、「(1) 老人保健医療給付の状況」と重複しない件数のみを記載している。